

## ベトナム社会主義共和国の市民教育の課題

——「普遍的シティズンシップ」の問い直しと社会主義シティズンシップの可能性——

石村 雅雄

(キーワード：市民教育, ベトナム, 民主主義)

### 1 本稿の課題の設定とベトナム社会主義共和国の市民教育をめぐる法制度の現在

近年、国際政治をめぐる、「民主主義」<sup>1</sup>対「非民主主義」もしくは「民主主義」対「専制主義」、「民主主義」対「権威主義」といった構図が語られることが多くなっている。米国のバイデン大統領は「民主主義と専制主義、あるいは権威主義の戦い」と声高に宣言しているのもその一例である。また、社会主義国での民主主義を語る場合、社会主義国はこの構図において、後者すなわち、「非民主主義」「権威主義」の側にある国として考えられている。ベトナム社会主義共和国についても同様であり、2021年12月に米国が開催を予定している「民主主義サミット」にベトナム社会主義共和国は招待されなかった。しかし、現実には、そのように単純なものなのだろうか。周知の通り、ベトナム社会主義共和国は、フランスや米国等、そして、彼らの継承者達と闘う中で、また、ソビエト社会主義共和国連邦や中華人民共和国といった友邦の支援を受ける中で「民主主義」を身をもって学んできた。筆者は、1989年以来、三十数回に渡って渡越し、調査・研究に携わってきたが、少なくとも現在のベトナム社会主義共和国の国民の日常、とりわけ、学校現場の教員や子どもたちの日常を見る限り、「非民主主義」もしくは「専制主義」の下にあるという実感を持ってない。法的に見ても、2011年1月に開催された共産党第11回大会において「民主」が強調されて共産党綱領（1991年）の一部改訂が行われ、「民が豊かで、国が強く、民主的で公平で文明的な社会」が目指された。この変更は、それまで、「公平で民主的」であったものが改正されたものである（言葉の順番に注意）。尚、この折、1992年憲法の改正議論もなされ、その中で、「ベトナム民主共和国」への国名変更が議題となった。これは、一連の「民主」強調の流れに位置するものと考えられる。ここから導かれる課題は、ベトナム社会主義共和国における「民主主義」そのものを問い返す必要であり、そのための視点の提供を試みることである。

本稿では、以上の状況にあるベトナム社会主義共和国での市民教育、とりわけ、「民主主義」やその周辺領域にある事項（アクティブ・シティズンシップ等）についての教育の現状と課題を、①児童・生徒や有識者への意識調査、②教科書の内容、③授業の実態から把握した上で、現在のベトナムにおける「民主主義」教育を中心とした市民教育の理論整理・課題提示を試みる。本稿で「民主主義」に焦点を当てて市民教育を分析しようとするのは、民主主義が市民教育の中核的内容でありながら、その語られ方が以下本稿で整理するとおり、実に多様であり、その問題点を明らかにすることが、ベトナムにおける市民教育の進展にとって、極めて有意義であると考えられる故である。

本稿を書き進めるにあたり、前提となるベトナム社会主義共和国の市民教育をめぐる法制度の現在を整理しておきたい。ベトナム社会主義共和国の教育を法的に規定する2019年教育法第2条は、市民教育と国際教育に関して、次のように規定している。「教育の目標は、個人の尊厳、市民の資格、能力を形作り、育成することであり、愛国心、国民精神、国民の独立と社会主義のイデオロギーへの忠誠心を育むことである。そのために（中略）才能を育成し、祖国と国際統合を構築し、擁護する」。さらに、市民教育の分析では、2005年の教育法以来、教育の専門性が強調されており、ベトナム社会全体の社会化の文脈で考慮されている。そのような教育の「社会化」は、学校教育の内容と実際の社会とのつながり、特に雇用につながる教育（すなわち有用な教育）の重要性に基づいている。この目的のために、それは教師中心、結果ベース・テストベースの教育から学習者中心・プロセス指向の教育に移行するとしている。少なくとも法的に言えば、ベトナム政府は、すべての学生・生徒に、政府の視点から、試験を通じて市民権について学ばせることから、市民権を学生・生徒の独自の文脈で考え、行動させることへと移行している。

以上に加え、2021年1月26日から28日にハノイで開催されたベトナム共産党第13回大会では、ドイモイ実施後

35年の諸活動、2011-2020年度の経済社会開発戦略を総括する中で、国際関係の強化と国家独立・自主が強調される中で、教育の社会化の進展、教育における国際教育の拡大、少数民族の地域での教育が重要視されていること、後述する新教科書や教育改革の進展、に触れられている。但し、未だ、教育内容と産業・ビジネス・労働とのつながりの不十分さ、教育における実践より理論重視の姿勢、山岳地帯・少数民族地域での識字教育の不十分さには課題があるとしている。今後の方針を述べる中で「社会主義の精神・社会公平の基本的価値観を確保しつつ、世界の動向とベトナムの状況に沿った公立以外の教育機関を開発するための完全なメカニズムと政策をつくる」としていることには注目すべきである。また、この大会文書では、豊かで幸せな祖国の建設と防衛のためにベトナムの文化的価値、ベトナム人の力を促進することが度々強調されており、青年層に対し、愛国心・国民の誇り・社会的責任感の教育を強化すること、道徳や生活スタイルの悪化を効果的に防ぎ、社会悪を撃退することが目標とされている。そのため、若者を中心に、ベトナムの文化的伝統の中で、持続可能で良好な価値を保護し、促進すること、法律厳守・環境保護・文化的アイデンティティへの意識の向上、「昔から残っているベトナム人としての課題・限界」を克服すること、伝統的価値観と現代的価値観のバランスを取り、新時代のベトナム人のイメージを形成することが目指されている。

教育内容の基礎となっているのは、CHƯƠNG TRÌNH GIÁO DỤC PHỔ THÔNG CHƯƠNG TRÌNH TỔNG THỂ (Common Across Education Program)である。これは2018年に公布され、2020-21年から小学校、2021-22年から中学校、2022-23年から高校で実施される。ベトナムの教育開発院(民営)のNgoc Truは、2017年5月3日の、「21世紀の教育についての国際会議」(International Congress on Education for the 21st Century)において、今回のカリキュラム改革について説明する中で、「国家を愛すること」(Yeu dat nuoc)は最も重要なファクターであると述べている。この点について、教育研究開発院(Institute for Research on Educational Development(IRED))のツルン(Prof. TRUNG)は、国家の法は、時としてユニバーサルな倫理的規程を凌駕することがある、と言う。

石村(2017)でも指摘したが、児童・生徒が持っている知識・技術は、学校教育に依ることが多い。つまり、学校で習い、しかも試験で確認される知識・技術は広く獲得されているが、学校で教えていない、もしくは、扱いが重くない知識・技術はあまり知らないのである。この傾向は、筆者がインタビューした非都市部で強かった。

## 2 ベトナムの市民教育をめぐる教育内容

### 2-1 「民主主義」教育についての意識調査

#### 2-1-1 児童・生徒へ市民教育に関する「民主主義」教育についての意識調査

この調査は、ホーチミンシティーの小学校、中学校、高等学校の児童・生徒602名に対して、2011年12月~2012年2月に実施された。尚、実施にあたっては、ベトナム国家大学ホーチミン大学のVo Thin Hoa AI教授の協力を得た。他のASEAN諸国での調査結果を踏まえた分析は平田(2017)にあるが、本稿では、民主主義やASEANとの関係・距離というキーワードに依って、再整理・分析をする。

まず、市民性関連キーワードに関する知見として「民主主義」というキーワードは「よく聞く」「聞く」割合が高く、81.1%となっている。この数字は、この調査の他のASEAN諸国でも概ね80%を超えている(但し、ブルネイのみ67.5%)。「行動する市民性(Active Citizenship)」については、さまざまな社会問題について調べたり(69.7%:「あまりしない」「全くしない」の合計、以下同じ)、意見をもったり(63.9%)、その意見を表明したり(88.5%)、問題解決のために何か行動をするか(81.4%)、という項目では、「あまりしない」「全くしない」がほとんどである。とりわけ、後二者には注目すべきで、「アクティブ・シティズンシップ」はあまり定着していないと観察できる。但し、平田(2007)による別の調査であるが、日本の児童・生徒も社会問題について世の中に意見表明をした経験が「全くない」のが79.4%であり、「1回だけある」を併せると90%弱であり<sup>2</sup>、少なくともこの数字だけでは「民主主義」が発達している日本と比較して、「民主主義」に問題があるとは言えない。

正・誤の意見を述べられる相手に関する質問については、友人(80.2%)や親(73.8%)、先生(54.5%)などには比較的「言える」が、「大人や年上の人」に対しては、「言える」が半数を割り(45.5%)、政治家に対して「言える」が16.3%、宗教指導者に対して「言える」は20.1%になる。この点、興味深いのは、前述した平田(2007)の調査結果及び分析であり、日本の子どもたちの場合、政治家に対して「言える」ことに「わからない」と答えた者が41.8%に上り、「日本の児童生徒は意見表明の機会も少なく、正しいことは正しい、間違いは間違いだと意見表明できるかどうか判断する力に欠ける者が多い」としている<sup>3</sup>。

「あなたが大切に思うことはどれ？」との質問に対する「大切に思うこと」についての回答は、次の表1の通

りである。

表1 あなたが大切に思うこと

「自分の住んでいる町・村を愛し、その伝統・文化に従って行動すること」	33.1%
「国を愛し、その伝統・文化に従って行動すること」	29.2%
「世界中の国を愛し、国際的なしきたりや習慣に従って行動すること」	20.4%

## 2-1-2 有識者への「民主主義」教育についての意識調査

この調査は、ホーチミンシティ及びロン・アン(Long An)の有識者（小学校、中学校、高等学校の校長、管理職員、教員、教育局幹部等）に対して、2013年3月～4月に100名、2013年6月～7月に第1次調査に回答してくれた者のうち92名について実施された。質問内容は、ベトナム国民についての市民（とりわけASEAN市民）としての知識・理解、能力・技能、価値観・態度について、現在の到達度と10年後の到達予測であった。尚、実施にあたっては、前述のTRUNの協力を得た。児童・生徒への調査と同じく、他のASEAN諸国での調査結果を踏まえた分析は平田（2017）にあるが、そこでは、第1次調査の結果が主として分析されている。本稿は、民主主義というキーワードに依って、第2次調査での結果をより精密に分析・再整理している。

市民教育に関する知識・理解について授業・研究で「非常に頻繁に」「頻繁に」扱っている項目の最上位は民主主義であり、91%であった。因みに、第2位は共生、持続的開発・発展で、同率の83%であった。また、市民教育に関する知識・理解について「大変重要である」と思うものの最上位は環境（88%）であったが、民主主義については、第2位であり77%の有識者が重要であると考えている。因みに、第3位は人権（75%）であった。さらに、こうした項目について「大変達成している」「ある程度達成している」「達成している」の合計の第1位は人権であり76%、第2位が共生で74%、民主主義は相互依存関係と並んで第3位の69%となっている。

市民教育に関する能力・技能について授業・研究で「非常に頻繁に」「頻繁に」扱っている項目中第1位は相互協力であり94%、第2位は冷静に判断し、自分をコントロールできる能力であり89%、第3位は問題解決能力であり88%であった。これに対し、「アセアン諸国に共通の社会問題を他者とともに解決できる能力」という選択肢を選んだのは最下位の18%であるとともに、アセアン諸国に共通の規範、価値観に則した振る舞いをする能力も26%に過ぎなかった。また、市民教育に関する能力・技能について「大変重要である」と思う項目の第1位は、冷静に判断し、自分をコントロールできる能力であり69%、第2位は生活の質を高める能力で61%、第3位は問題解決能力で58%であった。この質問内容でもアセアン諸国に共通の社会問題を他者とともに解決できる能力（20%）やアセアン諸国に共通の規範、価値観に則した振る舞いをする能力（21%）は低い数値を示した。併せて、この質問内容では、他のASEAN諸国と比べて「自己規律と自制心を持つ」（重要度/加重平均（以下、「WA」<sup>4</sup>）3.84）に重要度を認める傾向にあった。市民教育に関する能力・技能について「大変達成している」「ある程度達成している」「達成している」の合計の数値を見ると、ほぼ全ての項目で7割達成していると答えているが、「10年後の期待度」から「現在の達成度」を引いた数値を見ると、「社会問題について意見を述べる」、「自己規律と自制心を持つ」、「問題を解決する」、「意思決定する」、「批判的思考」といった項目について負の結果、すなわち、ベトナムの有識者は、これらの項目に関する能力・技能についても、「現在」ほど効果的に達成されないと考えていると捉えられる。

次に市民教育に関する価値観・態度について見てみよう。注目すべきは、授業・研究で「非常に頻繁に」「頻繁に」扱っている第1位が人権を尊重する（90%）であることであり、第2位が民主主義を尊重する（89%）、ということになっていることである。第3位は国民としての道徳を守り、誇りを持つ、87%であった。これに対し、アセアンの一員としての道徳を守り、誇りをもつという項目は62%に過ぎなかった。同様に、市民教育に関する価値観・態度について「大変重要である」と思うものの第1位は環境・資源を守りその開発に興味をもつ（79%）であったが、第2位は人権を尊重する（72%）であり、第3位は民主主義を尊重する（69%）であった。一方、アセアンの一員としての道徳を守り、誇りをもつは最下位の34%であった。次に、こうした価値観・態度について「大変達成している」「ある程度達成している」「達成している」の合計を見てみると、ほぼ全ての項目で70%以上の結果が出ているが、特に、伝統・文化を尊重する（86%）や国民としての道徳を守り、誇りをもつ（86%）の数字が高かった。

さて、以上の、知識・理解、能力・技能、価値観・態度について特に検討しておきたいのは、現在充足しているという回答と10年以内に達成されるであろうという回答の間のギャップである。前述したWAを使用して分析してみたい。本稿が基礎としているASEAN市民教育調査チームの事務局長の森下稔は、本調査の「加重平均値」とは選択肢に重み付けを行った上で、平均値を計算するものであり、具体的な計算方法は次の通りであるとしている。

\*\*\*\*\*

「大変達成している」(選択肢1の回答者数, 以下同じ) × 5 + 「ある程度達成している」 × 4 + 「達成している」 × 3 + 「達成していない」 × 2 + 「ほとんど達成していない」 × 1} ÷ 有効回答者数

つまり、「加重平均値」の数値が大きいほど、現在の達成度、そして10年後の期待度が高いことになる。

\*\*\*\*\*

この数値を使って「10年後の期待度」から「現在の達成度」を引いた数値をみると、興味深いことがわかる。下表2のとおり、調査国中、ベトナムだけが、「民主主義」に関する知識・理解について、すでに達成された多くの答えと次の10年で達成されるであろうものとの間に負のギャップを持っていることに注目すべきである。また、表3のとおり、価値観・態度に関する「民主主義を尊重すること」についても、正のギャップはあるものの調査国中最低である。ベトナムの有識者にとって、多くの項目はすでに「現在の」レベルに達しており、10年経っても変わらないか、既に達成されていると考えられているのであろう<sup>5</sup>。

表2 知識・理解：民主主義

	現時点において充足している (A)	10年後に充足している (B)	B-A
ベトナム	3.40	3.16	-0.24
ラオス	4.10	4.29	0.19
カンボジア	3.78	4.28	0.51
インドネシア	3.20	3.75	0.55
ブルネイ	2.79	3.41	0.61
タイ	3.38	4.22	0.84
マレーシア	3.61	4.55	0.94

表3 価値観・態度：民主主義を尊重すること

	現時点において充足している (A)	10年後に充足している (B)	B-A
ベトナム	3.19	3.22	0.03
ラオス	4.10	4.35	0.25
カンボジア	3.94	4.25	0.31
インドネシア	3.39	3.86	0.46
ブルネイ	2.90	3.45	0.54
タイ	3.37	4.19	0.83
マレーシア	3.08	4.27	1.20

## 2-2 教科書の内容分析

先述したとおり、教育内容の基礎となっているのは、2018年に公布された CHƯƠNG TRÌNH GIÁO DỤC PHỔ THÔNG CHƯƠNG TRÌNH TỔNG THỂ であり、これに基づいて新教科書が発行されている。

2020-21学年度の時点で、教育訓練省は1年生用の32冊の教科書を5巻/セットに分割して発行した。こうした新しい教科書の内容は、市民教育やアセアン教育により適応している。本稿では、2019年までに収集された教科書を分析する。

教員の指導書も含め、教科書は、国旗掲揚、国歌斉唱、国家防衛、軍事訓練、其他国家教育的内容を内容とし、国家的統合が強調されている。小学校での「道徳」(Dao Duc)では、国際的内容として、3年生で「外国人との接し方」、5年生で「国際関係」が扱われ、教科「歴史」では、5年生で「我々の海」「東海」として、ベトナムの周辺地域が取り扱われている。教科書で外国人が登場するのは教科「英語」の3年生で、その外国人はベトナム語を話すオーストラリア人、ミャンマー人、そして日本人である。

中学校の教科「市民教育」(Giao Duc Cong Dan)では、9年生(日本の中学3年生)で、ASEM(Asia Europe Meeting)が取り上げられ、アジアとヨーロッパとの関係、さらには、ASEANとの関係が取り扱われている。教科「歴史」では、9年生で東南アジアが取り扱われており、その中で、ASEANへのベトナムの加盟が内容とされている。

2017年からのカリキュラム改革とそれに伴う近年の教科書内容の改訂を見ると、とりわけ中等教育段階でASEANに対する言及が増えている。このことは、2017年に名古屋で実施された国際ワークショップでの海外共同研究者であるカントー大学のLapから示唆されていたことではある。順次導入されている新教科書では、数学及び物理の教科書が従来のベトナム語のみの説明から英語の併記が為されている。また、11年生(日本の高校2年生)の地理の教科書(2018年1月刊、ということは、使用は2018年秋の新学期から)では、東南アジアを取り扱う箇所が12頁と増え(因みに米国(11頁)、EU(15頁)、ロシア(13頁)、中国(12頁)、日本(12頁)とほぼ同じ頁数)、とりわけASEANについては、3頁にわたり詳細な説明がなされていることが特徴的である。具体的には、「ASEAN統合プロセスにおけるベトナム」として、これまでベトナムが積極的にASEANに協力してきたこと、そしてそれを通じてベトナムの国際的地位も向上してきたこと、輸出入を通して、ASEAN諸国との関係が緊密であり、2005年にはベトナムの国際貿易の30%をASEANが占めたこと、そして節末の設問では、「ASEANとの関係が極めて重要であることを説明しなさい」等が設定されている。但し、「政治制度の違い」には言及されていることが興味深い。

また、12年生(日本の高校3年生)の英語教科書(2016年2月刊、ということは、使用は2017年秋の新学期から)では、12頁にわたって東南アジア、そしてこれまで扱いが多いたとは言えなかったASEANの題材が取り上げられ、ASEAN Youth CampやVisit ASEANについての設問が多くなされている。ASEANは、その中に多くの資本主義諸国を含む、ベトナムにとっては、前述したギャップの問題を孕む、若干厄介な組織である。従来から、後期中等教育・高等教育分野ではASEAN内での人的交流は盛ん(高校3年で前述した話題を取り上げること自体がその証拠である)であり、そうした影響が徐々に「下」に流れてきているともいえよう。このことについては、既に、「ベトナムの教育が世界の教育のレベルに達することができる。教育サービスの開放は、外国との合弁会社、外資会社が増えることとなり、品質の高い学校が建つことになる。ベトナムの教育が世界から信頼を得ることになる」<sup>6</sup>、「もはや、世界的な市場経済の流れから脱することはできない。教育に関しても、市場経済の原則に依って動いている。ベトナムの教育も市場経済の原則に則って活動すべきである」<sup>7</sup>と指摘されていた。2005年教育法の2009年改正では、その第6条第2項で「国際舞台に出ていく際の要求に応える教育の完全な質を図ること」とされた。2011年1月に開催された共産党第11回大会でアセアン諸国との関係強化が謳われたことも当然影響があろう。但し、大枠としての全国統一の教育管理、それを支える各地方政府教育局・人民委員会という構図は変わっていない。例えば、同時期に収集した11年生(日本の高校2年生)、12年生(日本の高校3年生)の国防の教科書では、ベトナムをいかに現実的に守るのが同時に説かれている。外国には開放するが、国は守る!ということで、解放の程度が問われることとなる。

### 2-3 授業観察から

以上が、制度的実態であるが、問題は、現実の教室での影響がいかなるものか、ということになる。

ベンチェやカントー、ホーチミンで実施した授業観察では、道徳、市民教育、英語、体育等の授業を観察したが、そこでは、日本から寄附した実験室での実験や相互学習などの工夫はあったが、最後には結論ありということであった。例えば、メコンデルタ地域でも必ずしも豊かではないベンチェで観察した7年生(日本の中学1年生)の市民教育では、生徒参加型の展開を見せつつも、最後は、生徒が、題材についての、おそらく教員が教科書から持ってきた「演説」を生徒が滔々と述べるのが授業の最後に待っていた。8年生(日本の中学2年生)の化学では、生徒がグループ学習で実験をするという展開であったが、最後は、教員が電子黒板で「結論」そして、学ぶべきこと(水質汚染は重大な問題)を示し、生徒がノートに書く(そして覚える)こととなっていた。

要は、暗記→試験という、かつて行った共同研究（馬越他1998：石村・近田がベトナムを担当）で得た枠組みが未だに生きていることが確認された。ここで問題になるのは、市民教育を教室でどのように教え／学ぶかを検討することである。市民教育に関する知識と理解、技術と能力、価値観と態度の詰め込みが不適切であることは明確ではある。但し、ここで一度立ち止まって検討しなければならないことは、「詰め込み」の是非である。先進国で展開されている、児童・生徒の経験から学ぶとか、実践的な学習を開発し、強化する経験に基づく学習を、教材や教員の能力が決して十分でない中でベトナムに要求することは無理ではないのか。今後、自らの授業観察の反省に基づいて取って述べてもらえば、「詰め込まれた」様々なものは、児童・生徒にどのように受容され、考えを誘発したか、を十分観るべきであったと考える。この点、ベトナムと同様、民主主義について知的理解に留まり、行動することへの問題点がある（投票さえすれば良いのか等）日本での実践例を検討・提起し、行動することはどのように「教えられる」のかを実践的に述べている井上（2020）や西村（2016）が参考になる。

### 3 ベトナムの市民教育、民主主義に関する論点提起

ベトナムにおける市民教育、民主主義は、これまで指摘されたように多くの問題を抱えているのか。上述のとおり、ベトナムの児童・生徒、有識者はそうは捉えていないことは明らかである。何故このようなギャップが生じているのか、このギャップを埋めるには何を論ずべきなのか。また、グローバル化の下では、市民性は、範囲（規則、統合・排斥性）、内容（権利・義務）、深さ（関与できる程度）の点で再定義・再構成が求められる（木前2012）中で、この再定義・再構成に際しては、少なくともベトナムの市民教育、民主主義について論じていくことは何であるのか。筆者は少なくとも次の3点について論ずべきであると考えている。

まず第1は、はたして、市民性そして民主主義は世界に「一様」にあるのかという問題である。フランスで言うところの「民主主義」（=西欧民主主義）の重要な要素である *Liberté・Égalité・Fraternité*（自由・平等・博愛）の意味はユニバーサルなのか。日本で言えば、日本の自由・平等は、*Liberté・Égalité* と同じなのか。果たして市民権は西欧の「市民権」に基づいて設定されるだけで良いのか、検討する必要がある。西欧の市民教育に依らない市民教育の起源と含意を検討すべきである。この点、渋谷（2007）がコーガンとデリコットらによる『21世紀のための市民性教育—教育の国際的視点—』に触れる中で、「東洋と西洋の差異」として論じることには限界があるとしつつも「市民の資質に関する国や地域ごとの違いを示すものとして参照することは可能」としていることは、極めて重要である。同時に渋谷が、「グローバル化に伴う社会の多民族化・多文化化の進行という現象は、従来の『普遍的シティズンシップ』という概念の限界を示し、『差異化されたシティズンシップ』『多文化的シティズンシップ』『フレキシブルなシティズンシップ』といった概念が新たに検討されるようになっていく」とし、「今後の社会における市民性教育は、こうした市民性（シティズンシップ）概念の変化を踏まえて、再構築される必要がある」と述べていることには注目すべきである。

当初、民主主義は、それを担い得る主体の力量の発達が問われ、それが不十分なうちは、力量のある者によってのみ民主主義が担われる方が民衆にとって益がある、と考えられてきた。民主主義を担う力量をどう措定するかは問題であるが、少なくとも今日のベトナムの民衆にそれが備わっていることは明確でないか。リンス（1995）は、「近代的政治システムや疑似近代的政治システムは、市民意識を持つ国民共同体ではなく、外部から権威主義的に支配する植民者の継承者に押しつけられてきた。また、そこでは、市民意識や国民意識を形成する任務が民主主義国家を組織化する試みに優先しなければならなかった」<sup>8</sup>と述べているが、ベトナムの場合、フランスそして米国の植民地支配に対して抵抗を続け、第二次インドシナ戦争においては、「アメリカの『最も聡明にして最良の』権力者たちが、その死力をつくしてもベトナム民族の動員する巨大なエネルギー・統治能力をまえに完全な敗北に追い込まれた」のは、フランスの植民地支配以来、ベトナムの民衆が民主主義に関する統治能力を蓄積しつつあったことの証左である。この点、日本は、擬似的「植民者の継承者」が活躍した明治時代をみれば、ベトナムより日本の方が問題点は多いのかもしれない。J. リンスは「専制君主や家産官僚の伝統的権威は近代的政治制度の導入を容易にできたし、またそうし得る。この過程の歴史的先例は日本の明治の王政復古、あるいは近年のアメリカの占領下での民主主義の創設である」と述べている<sup>9</sup>。問題は、こうした「別の」民主主義あるいは、新たな民主主義は、単なる権威主義に過ぎないのではないか、という反論に如何に答えるかである。この論拠はリンスにあると思われるが、彼が「われわれは社会システム、あるいは経済システムの類型により直接的に關係する次元を概念化に含ませないで、もっぱら政治システムの多様性に着目することにした」<sup>10</sup>ことを考えると、本稿で最初に述べたとおり、本稿が前提とする理論的フレームワークに、政治システムとしての権威主

義という概念が載っていないことは明らかであると考ええる。

以上から考えると、次の点を今後とも検討すべきと考ええる。C.B.マクファースン<sup>11</sup>は、西欧民主主義について、

①個人の満足ないし効用を極大化する：市場的民主主義・所有者民主主義

②諸個人の人間の能力つまり潜在的諸能力を行使し発達させる可能性を極大化する：非市場的民主主義・労働者民主主義

の2つに分類し、「今日の民主主義は」この2つの考え方の「対抗関係においてとらえることができる」としてしている。これによれば、今後は、②の形の民主主義が求められるべきではないか、そして、その実践的先例がベトナムに求められるのではないか。

第2に考えられるべきは、社会主義と民主主義の関係である。ベトナムと共約可能かつベトナムと共有できる民主主義の知識・理解、能力・技能、価値観・態度は何か？先述した有識者調査でも述べたとおり、ベトナムは民主主義を尊重しているが、「将来達成すること」とは考えておらず、既に達成されていることと考えている。しかし、現在支持されているのは「民主主義」であり、ベトナムはそうのように認識している。ここでは、社会主義の考え方自体が国際的な性格を持っていることを踏まえながら、社会主義の下で民主主義をどのように実現すべきかという問題についても議論する必要がある。今後10年間の価値観と態度の観点から、それらをまとめて翻訳し、ベトナムと他の諸国との間で共有できる範囲を確立することが重要である。社会主義システムにおける市民権（民主集中制）の問題の検討が必要である。民主集中制では、西欧民主主義で過大視されている「経済的自由」に裏打ちされた個人の尊重の枠を超え、個人が集団的に議論し、行動するということが重視されている。上述した児童・生徒への調査でも「民主主義」という言葉は「聞いた」「よく聞いた」という割合が高く（81.1%）有識者への調査でも「民主主義」は教室において「頻繁に」および「非常に頻繁に」扱われ（91%）、かつそれを「非常に重要」と見なし（77%）、それが実現していると考えている（69%）。市民教育に関連する他の項目についても同じ傾向が見える。社会主義国であるベトナムがそれぞれの項目を実現しているのは「当然」とも言えるのだが、ここからすると「共産党の独裁」が民主主義を侵害しているという資本主義国のステレオタイプの主張は、より詳細に検討されるべきである。そもそも、民主主義が充足されるという時の民主主義の中味は何であろうか。民主主義が民衆個々人の生存と発達を保障し、民衆個々人の生存と発達が民主主義を発展させる、という構造の中に、むしろベトナムはあるのではないか。翻って日本では、個々人の生存さえ脅かされる中で、この構造が、少なくとも弱いように見える。そして、現在達成されているのは、ベトナムでそれとして把握されている「民主主義」である。

第3に考えられなければならないのは、国家や伝統と民主主義の関係である。東洋の家族主義に依る市民権の問題もある。前者について、Grossman et al.(2008)は、「国の価値観と優先順位に基づいて保守的な教育学で積極的な市民権を形成することは依然として課題であり、それはおそらく将来の市民教育教員にとって取り組む必要のある最大の問題である」としている。アクティブ・シティズンシップを考える場合、ベトナムは伝統の優位性が高く、これに、より意識的に取り組む必要があるのかもしれないが、リンスが、中央の権威主義構造を重視する先行研究者について「宗教や伝統によって正当化された伝統的あるいは混合的な制度の下で、そして中央権力支配の辺境ないし外側で、伝統的な価値に沿い、伝統的な手段を通じて統治や政治が行われている程度を過小評価する危険」<sup>12</sup>を指摘していることをより重視すべきであり、民主主義にとっての伝統の位置づけを今後さらに検討すべきである。さらに述べるならば、リンス（1995）は、「諸利益の統制された非応答的表出や限定され統制された参加の諸形態」<sup>13</sup>が民主主義とは別形態の権威主義にみられるとしているが、ベトナムにおいては、経済活動や諸社会活動において、政府が統制できない応答や参加は為されている。それ故に、本稿で扱った調査でも、有識者はベトナムにおいて民主主義は実現されていると考えたのである。ダールは「実質的参加」(effective participation)を「政策が組織に採用されるに先立ち、すべてのメンバーが、政策はいかにあるべきか、自らの意見を他のメンバーに知らせるための平等で実質的な機会を有しなければならない」ことと述べているが<sup>14</sup>、ベトナムは、地方の共産党が組織する各地方当局で集団的議論が民主集中制を通してなされ、これによって、民衆は、民主主義を実現している。そもそも「参加」は、「限定」され「統制」されたものであることは、1968年のフランス5月革命の際に、ドゴールの参加政策に対し、共同管理が対置され、議論されたことを見れば明らかである。そして、この第3の論点は、時として人情や人間関係、経済関係、長幼の序等に依って政治的意思決定を行う日本でも議論すべき課題なのである。

## 謝 辞

本稿の執筆にあたっては、森下稔・代表・文科省科学研究補助金に依る共同研究「境界研究の分析法を用いた国境・境界地域における基礎教育に関する国際比較研究」(平成30年度～令和3年度)の資金を使用した。また、本学教職大学院原田昌博先生からは、権威主義に係る貴重な文献を拝借でき、本稿の分析に非常に有用であった。記して感謝したい。

## 文 献

- ・ Cam ngng phap luat, Nghanh Giao Duc-Dao Tao Nam Hoc 2007-2008 m, Che Do, Chinh Sach Moi Doi voi Giao Vien, Can Bo cong Chuc, Nha Xuat Ban thong ke 2007.
- ・ GIA(Nhieu Tac), Khoa Hoc Giao Duc Di Tim Dien mao Moi, Nha Xuat Ban Tre, 2006.
- ・ GROSSMAN(David L.), Wing On Lee and Kerry J. Kennedy, Citizenship Curriculum in Asia and The Pacific, The University of Hong Kong, Springer, 2008.
- ・ KENNEDY(Kerry J.), Wing On Lee and David L. Grossman, Citizenship Pedagogies in Asia and The Pacific, The University of Hong Kong, Springer, 2010.
- ・ LEE(W.O.), David L. Grossman, Kerry J. Kennedy and Gregory P. Fairbrother, Citizenship Education in Asia and The Pacific: Concepts and Issues, The University of Hong Kong, Kluwer Academic Publishers, 2004.
- ・ LINZ, Juan, J, Totalitarian and Authoritarian Regimes, Lynne Rienner Publishers, 2000.
- ・ LONG(Duong Bach), Nguyen Xuan Anh, Nguyen Van Hien, Tim Hieu Phap Luat ve Bao Ve, Cham Soc va Giao Duc Tre Em, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia va Nha Xuat Ban Giao Duc, 2007.
- ・ LONG(Nguyen The), Doi moi tu' duy, phat trien giao duc, Viet Nam, Trong kinh th thi truong, Nha Xuat Ban Lao Dong, 2006.
- ・ Luat Giao Duc Nam 2005, Nha Xuat Ban Tu' Phap, 2005.
- ・ Luat Giao Duc(Da Duoc Sua Doi, Bo Sung co Hieu Luc Tu 01-07-2010), Nha Xuat Ban Hong Duc, 2010.
- ・ Phap luat ve Giao Duc, Moi Nguoi, Moi Nha Can Biet, Nha Xuat Ban Tu Phap, 2005.
- ・ Quy Dinh Moi ve Bao Ve, Cham Soc va Giao Duc Tre Em, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 2007.
- ・ Tong cuc thong ke, Nien giam thong ke 2005, Nha Xuat ban thong ke, 2006.
- ・ TRUNG(Gian Tu), Moi thu cang te hai, moi nguoi cang phai dan than, Saigon Tiep Thi, So 24, 18-03-2013.
- ・ 石村雅雄・Tran Thi Ngoc「2005年ベトナム教育法 ― 翻訳と解説 ―」『鳴門教育大学国際教育協力研究』2009年7月。
- ・ 石村雅雄「ベトナムの2005年教育法について ― 現状と建て前の折り合いの付け方に注目しながら ―」『鳴門教育大学研究紀要』第23巻, 2008年3月。
- ・ 石村雅雄「ベトナム」日本教育大学協会特別委員会『諸外国の教員養成制度 (アジア編)』学文社, 2005年9月。
- ・ 石村雅雄「ベトナム」村田翼夫編著『アジア諸国における中等・高等教育の民営化に関する実証的比較研究』筑波大学教育開発国際協力センター, 2003年3月。
- ・ 石村雅雄「ベトナム」村田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育』東信堂, 2001年2月。
- ・ 石村雅雄「ベトナムにおける市民性教育とアセアン意識の涵養」平田利文編著『アセアン共同体の市民性教育』東信堂, 2017年。
- ・ 乾美紀「ラオスの初等教育における市民性教育の変容 ― 社会主義とグローバル化の狭間で ―」『比較教育学研究』第46号, 2013年。
- ・ 井上奈穂「体験的な学習を踏まえた人権感覚の育成 ― 『主権者意識を高める教育の充実のための出前授業』を事例に ―」『鳴門教育大学研究紀要』第35巻, 2020年。
- ・ 馬越徹編著『アジア地域の中等教育の内容と評価法に関する調査研究』名古屋大学, 1998年。
- ・ 木前利秋・時安邦治・亀山俊朗『葛藤するシティズンシップ ― 権利と政治』現代書館, 2012年。
- ・ 栗原浩英『コミンテルン・システムとインドシナ共産党』東京大学出版会, 2005年。
- ・ 栗原浩英編著『東南アジアにおける「共存」・「共生」の諸相』東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文

化研究所, 1999年。

- ・重森暁「現代民主主義の視点」基礎経済科学研究所編『人間発達の民主主義』青木書店, 1987年。
- ・渋谷恵「グローバル化時代における市民性と市民性教育」平田利文編著『市民性教育の研究日本とタイの比較』東信堂, 2007年。
- ・空井護『デモクラシーの整理法』岩波新書, 2020年。
- ・手嶋将博「地域統合をめざす ASEAN 諸国における市民性教育 —『ナショナル』を超える市民性育成にむけたマレーシアの挑戦—」『比較教育学研究』第46号, 2013年。
- ・寺本実「第11回党大会以降の人事と定められた方向性」寺本実(編)『転換期のベトナム—第11回党大会, 工業国への新たな選択』アジア経済研究所, 2012年
- ・西村公孝「未来志向で主権者を育てる社会科授業づくり」『社会科教育』2016年。
- ・羽谷沙織「カンボジア前期中等教育における市民性を育む教育 — 国家への帰属意識と ASEAN をめぐるパラドクス—」『比較教育学研究』第46号, 2013年。
- ・平田利文「地域統合をめざす ASEAN 諸国における市民性教育」『比較教育学研究』第46号, 2013年。
- ・平田利文編著『アセアン共同体の市民性教育』東信堂, 2017年。
- ・ペイトマン, C, 寄本勝美訳『参加と民主主義理論』早稲田大学出版部, 1977年。
- ・マクファースン, C,B, 西尾敬義・藤本博訳『民主主義理論』青木書店, 1978年。
- ・嶺井明子「特定課題研究プロジェクトについて」日本国際理解教育学会『国際理解教育 Vol. 17特集グローバル時代のシティズンシップと国際理解教育』日本国際理解教育学会, 2011年-1。
- ・嶺井明子「多元的シティズンシップによる国際理解教育の再構築 —ユネスコと日本を事例として—」日本国際理解教育学会『国際理解教育 Vol.17 特集グローバル時代のシティズンシップと国際理解教育』日本国際理解教育学会, 2011年-2。
- ・リンス, J 著, 高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社, 1995年。

## 註

- 1 本稿でいう「民主主義」は、民衆個々人の自立と協働が発展する社会の在り方であり、民主主義を社会のシステムとして捉えており、単なる政治的統治形態として論じてはいない。また、「」付けにしていることは、本稿の後半で詳細に論じているが、民主主義の在り方自体をいわゆる西欧的民主主義として捉えていないことを意味する。
- 2 平田利文編著『市民性教育の研究 日本とタイの比較』東信堂, 2007年, 206-7頁。
- 3 前掲書, 210頁。
- 4 この場合のWAの説明は「{大変重要}(選択肢1の回答者数, 以下同じ) × 5 + 「ある程度重要」 × 4 + 「重要」 × 3 + 「重要でない」 × 2 + 「全く重要でない」 × 1} ÷ 有効回答者数」となる。  
つまり、「加重平均値」の数値が大きいほど、重要度が高いことになる。
- 5 本稿の審査過程で、この数字の評価は、むしろ10年後に現状より悪化していると捉えるべきではないか、とのご意見をいただいた。ただ、本調査では「10年後に現在よりさらに充実しているか」とは聞いておらず、筆者の捉え方で妥当だと考えた。
- 6 Báo Văn Nghệ, Số 12, ngày 19-3-2005(Long,2006).
- 7 Báo Khoa học và Đời sống, Số 21,3-2005(Long,2006).
- 8 リンス (1995), 281頁。
- 9 同上126頁。
- 10 同上13頁。
- 11 マクファースン (1978)
- 12 リンス, 前掲書, 125頁。
- 13 リンス, 前掲書, 283頁。
- 14 空井 (2020), 95頁。

# **Challenges of Civic Education in the Socialist Republic of Vietnam – Re-questioning “Universal Citizenship” and Possibility of Socialist Citizenship –**

ISHIMURA Masao

This paper first clarifies the current status and issues of civic education in the Socialist Republic of Vietnam, especially on “democracy” and its surrounding areas (active citizenship, etc.) by the following means. (1) Awareness survey of pupils/students and experts, (2) Analysis of textbook contents, (3) Class observations. Second, we will analyze the above results and try to organize the theory and present issues of civic education centered on the current “democracy” education in Vietnam. The analysis of civic education with a focus on “democracy” in this paper is that democracy is the core content of civic education, but the way it is spoken is so diverse that there are many problems. Clarifying these problems is extremely meaningful for the progress of civic education in Vietnam. In addition, this paper provides an opportunity to request a reexamination of the dissertation that has traditionally been a problem with “democracy” in the Socialist Republic of Vietnam.